

## 第5章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後において、被災した各施設の原形復旧に併せ災害の再発生を防止するために必要な施設の設置または改良を行うなど、将来の災害に備えるとともに農林水産業及び中小企業者に対する融資対策について定め、その実施を図るものである。

### 第1節 施設災害復旧計画

#### 第1項 基本方針

1. 苓北町は、応急対策を実施した後、できるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努めることとする。
2. 災害復旧について、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに原形復旧にとどまらずにさらに災害関連改良事業を行うなど、施設の向上を配慮するものとする。

#### 第2項 復旧計画

災害の復旧に関して、現存の各種法令の規定により恒久的復旧のための災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、短期完成を図る。

施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (3) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (7) 海岸法（昭和31年法律第101号）
- (8) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- (9) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (10) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- (11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (12) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- (13) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- (14) 売春防止法（昭和31年法律第118号）
- (15) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

## 第2節 生業回復等の資金確保計画

### 第1項 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市（町村）及び各種金融機関の協力のもとに現存の各法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮するものとする。

### 第2項 融資制度の充実

世帯更生資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金確保に努めるものとする。